

札障第 3876 号

令和 6 年（2024 年）3 月 4 日

各 施設入所支援事業所
居宅介護事業所
重度訪問介護事業所
同行援護事業所
行動援護事業所
特定相談支援事業所

管理者様

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部長

施設入所支援利用者に係る一時帰宅時における訪問系サービスの利用について

日頃から本市の障がい福祉行政に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

施設入所支援の利用者が一時帰宅する場合においては、通常、受入体制が確保されていることが想定されるものの、市町村が特に必要と認める場合には、居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護（以下「訪問系サービス」という。）の利用が可能とされております。

この取扱いについて下記のとおり定めましたので、通知いたします。

貴事業所におかれましては、関係職員及び利用者への周知をお願いいたします。

記

1 変更内容

変更前	施設入所支援利用者が一時帰宅する場合に、訪問系サービスを利用することはできない。
変更後	施設入所支援利用者が一時帰宅する場合に、一定の要件を満たす場合は訪問系サービスを利用することができる。

2 取扱い

(1) 対象要件

訪問系サービスの利用を希望する者については、本市が特に必要と認める場合、施設入所支援と訪問系サービスの併給を行うことができる。「本市が特に必要と認め

る場合」とは、利用の目的が以下のいずれかに該当する場合とする。

- ・ 年末年始等の比較的長期間の一時帰宅を行う際に、高齢や就労、疾病等の理由により家族が本人の支援を行えない場合
- ・ 新型コロナウイルス等の感染症が感染拡大し、施設入所支援の入居者が一時帰宅を行う際に、高齢や就労、疾病等の理由により家族が本人の支援を行えない場合
- ・ 冠婚葬祭で一時帰宅を行う場合

(2) 取扱い

ア 申請者が、一時帰宅の際に訪問系サービスの利用を新たに希望する場合、支給申請を行う。

イ 各区は、勘案事項調査の際に利用の目的等を確認し、対象者要件を満たす場合には支給決定を行う。

ウ 申請者は、次回更新時に引き続き利用を希望する場合には、更新申請を行う。

エ 各区は、新規申請時と同様に利用の目的等を確認するとともに、一時帰宅を行った際の該当する事業所（施設入所支援及び訪問系サービス）の実績記録票等を確認し、適切な利用方法と判断できるときには更新決定を行う。なお、前回決定した有効期間内で一時帰宅を行っておらず該当する実績記録票がない場合には、イと同様に、利用の目的等を確認して対象者要件を満たす場合には支給決定する。

(3) 運用開始年月日

令和6年4月1日

※ 介護給付費等に係る請求等事務の手引きの改訂は、報酬改定にあわせて行います。

3 報酬算定について

施設入所支援の請求がない日に限り（入院・外泊時加算を除く）、訪問系サービスを利用することができます。そのため、訪問系サービス及び施設入所支援の事業所間で一時帰宅する際の支援について協議を行い、それに基づいて施設入所支援の事業所で請求する日、訪問系サービスの事業所で請求する日を整理すること。

※ 一時帰宅開始日と施設に戻る日は施設入所支援で報酬を算定するため、訪問系サービスを利用できるのは、原則、一時帰宅の期間のうち初日及び最終日を除いた中に限られる。

(具体例)	金曜日	土曜日	日曜日
-------	-----	-----	-----

利用者の所在	施設入所支援→自宅	自宅	自宅→施設入所支援
施設入所支援	報酬を請求	報酬算定できない	報酬を請求
訪問系サービス	報酬算定できない	報酬算定できる	報酬算定できない

※ ただし、事業所間で報酬算定が重複しないよう調整を行った場合であれば、一時帰宅の期間のうち初日及び最終日においても、訪問系サービスを利用することを認める。

なお、事業所間で調整が行われず請求後に報酬算定が重複していると判明した際には、訪問系サービスの事業所が請求取下（過誤申立）することとする。

5 その他

利用者が訪問系サービスの更新申請を行う際、申請者及び区保健福祉課から実績記録票の写しの提供を求める場合がございますので、別途ご対応願います。

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
 札幌市障がい福祉課給付管理係
 TEL : 011-211-2938 Fax : 011-218-5181
 E-mail : sapporo.jiritsushien@city.sapporo.jp